

公 示

京都府立医科大学学長（以下「学長」という。）については、現任者の任期が令和5年3月31日をもって満了することから、次期学長の候補者（以下「学長候補者」という。）を選考する必要があるため、京都府立医科大学学長選考規程（以下「選考規程」という。）第4条の規定により、公示する。

なお、次期学長の任期は、京都府立医科大学学長の任期を定める規程第2条第1項の規定により、3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）である。

令和4年11月17日

京都府立医科大学学長選考会議

1 選考を行うに至った事由

現学長の任期が令和5年3月31日をもって満了するため
（選考規程第2条第1項第1号に該当）

2 選考方法

京都府立医科大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、「京都府立医科大学に求められる学長像」（別紙）及び次の各号に掲げる事項により、推薦資格者から推薦された学長候補者の中から最終候補者を1人選考する。

- (1) 学長候補者推薦時に提出された学長候補者推薦書、所信表明書及び履歴書
- (2) 選考会議が実施する所信表明演説会での学長候補者の演説
- (3) 学長候補者の面接結果
- (4) 意向調査の結果
- (5) その他選考会議が必要と認める事項

3 推薦方法等

- (1) 推薦資格者は、複数の学長候補者を推薦すること、又は自らを学長候補者に推薦することはできない。
- (2) 学長候補者の推薦は、推薦資格者10名（連署）で行うことができる。ただし、選考会議委員は、推薦を行うことができない。
- (3) 推薦を行う場合は、次の書類を提出するものとする（郵送による提出不可）。

なお、書類の様式は、京都府立医科大学ホームページ（トップページ⇒教職員限定⇒学長選考）からダウンロードしたものを使用するものとする。

<提出書類>

- ・学長候補者推薦書（推薦者名簿及び推薦理由書を含む。）（様式1）
- ・学長候補者の所信表明書（様式2）
- ・履歴書（様式3）

(4) 受付期間

令和4年11月17日（木）から同年12月2日（金）の間の平日午前9時から12時、午後1時から5時までとする。

(5) 提出先

選考会議事務局（京都府立医科大学事務局総務課総務係（大学本部棟1階））

4 推薦資格者

次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医学部教授会又は大学院医学研究科教授会及び同保健看護学研究科教授会を組織する学長、教授及び附属病院長
- (2) 京都府公立大学法人教職員就業規則第2条に規定する教員のうち、本学に在職する准教授及び講師（※1）
（※1） 特任教員（寄附講座、共同研究講座、特定プロジェクト、その他）、教員（任期付）、医療センター所員は含まれない。
- (3) 京都府公立大学法人教職員就業規則第2条に規定する職員のうち、本学に在職する課長級以上の職にある者（※2）
（※2） 該当者は次のとおりである。
<事務局等> 事務局長、副局長（附属病院担当）、副局長（附属北部医療センター担当）、副局長（教育・研究担当）（教育支援課長事務取扱）、総務課長、経理課長、経理課参事、企画広報課長、大学整備室長、大学整備室施設課長、大学整備室施設課参事、情報・研究支援課長、病院管理課長、医療サービス課長、北部総務課長、北部教育研究推進室長、附属図書館事務長 <附属病院> 看護部長、副看護部長、薬剤部長、医療技術部長（放射線技師長事務取扱）、臨床検査技師長、栄養士長、療法士長、臨床工学技士長<附属北部医療センター> 看護部長、薬剤部長
- (4) 京都府公立大学法人の役員（副理事長である本学学長、理事である教授又は附属病院長及び監事を除く。）

5 今後の選考日程（予定）

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 11月17日（木） | 学長候補者の推薦受付開始（～12月2日（金）） |
| 12月6日（火） | 学長候補者、所信表明演説会及び意向調査の公示 |
| 12月7日（水） | 意向調査（期日前投票）の開始（～12月14日（水）） |
| 12月12日（月） | 所信表明演説会 |
| 〃 | 選考会議による面接 |
| 12月15日（木） | 意向調査（期日投票） |
| 〃 | 最終候補者の決定 |

京都府立医科大学に求められる学長像

本学は、本年 150 周年を迎えた日本屈指の伝統と実績を有する医科大学である。世界中で社会環境が大きく変化し、生命科学、医学、医療においても高度専門化が進む中であって、「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念を達成するため、先進的な医療や医学の創出と、高い専門能力、倫理観、そして高い志をもつ医療人・医学者の育成及び地域医療への貢献を実践し、発展し続けることが求められる。

本学学長には、特に以下のような資質と能力のある者が選任されることが望まれる。

- 人格が高潔で、学識が優れ、高等教育機関として社会・地域が求める教育・研究・診療活動を適切に、積極的かつ効果的に運営できる資質と能力を有する者
- 教学マネジメントのみならず大学・大学院・病院の運営について、強固なリーダーシップとコミュニケーション能力を発揮して教職協働により、本学の発展に貢献できる能力を有する者
- 大学の将来構想及び中期計画の実現に向けた方策を明確に示し、教育研究に対する高い志と決断力・実行力を持って、優れた医療人・医学者を育てる能力を有する者
- 京都府等行政との協働を基盤とし、国際連携、産学公連携及び地域医療連携を深め、グローバルな視野に立った医学・医療の発展と府民の健康増進・福祉の向上、地域社会の発展に寄与することができる能力を有する者